

第九十六條

一 總會又は安全保障理事會は何れの法律問題に關しても勸告的意見を示さんことを國際司法裁判所に對し要求することを得。

二 國際聯合の他の機關及専門機關にして何時たるを問はず總會に依り認許せらるることあべるきものは又自己の活動の範圍内に於て生ずる法律問題に關し裁判所の勸告的意見を要求することを得。

第十五章 事務局

第九十七條

事務局は事務總長及機構の必要とすることあるべき職員より成るべし事務總長は安全保障理事の勸告に基き總會に依り任命せらるべし事務總長は本機構の首席行政官たるべし。

第九十八條

事務總長は總會、安全保障理事會、經濟及社會理事會並に信託統治理事會の一切の會議に於て事務總長の資格に於て行動し且右諸機關に依り自己に委託せられたる他の任務を遂行すべし事務總長は本機構の事業に關し總會に對し年次報告を爲すべし。

第九十九條

事務總長は自己に於て國際的平和及安全の維持を脅威することあるべしと認むる何れの事項に付ても安全保障理事會の注意を喚起することを得。

第一百條

一 事務總長及職員は其の任務の遂行に付ては本機構外の何れの政府又は他の何れの權力者よりも訓令を求め又は之を受くることなかるべく且本機構に對してのみ責任を有する國際的官吏としての自己の地位に對し不信を齎すことあるべき如何なる行動をも慎むべし。

二 國際聯合の各加盟國は事務總長及職員の責任の専ら國際的なる性質を尊重すること並に右の者の責任の遂行に關し右の者を左右せんと試むることなかるべきことを約す。

第一百一條

一 職員は總會に依り設けられたる規則に基き事務總長に依り任命せらるべし。

二 適當なる職員は經濟及社會理事會、信託統治理事會並に必要に應じ國際聯合の他の機關に常仕として配屬せしめらるべし右職員は事務局の一部を成すべし。

三 職員の雇傭及勤務條件の決定に當り最も重要なる考慮事項は能率、適格及廉直に關する最高基準の確保の必要なりとす職員を成るべく廣き地理的基礎に於て募集することの重要なることに對しては充分の考慮が拂はるべし。

第十六章 雜則

第一百二條

一 本憲章が實施せられたる後に於て國際聯合の何れかの加盟國に依り締結せらるる一切の條約及一切の國際協定は成るべく速に事務局に登録せられ且右事務局に依り刊行せらるべし。

二 右何れかの條約又は國際協定にして本條一に従ひ登録せられ居らざるものの當事國は國際聯合の何れの機關に於ても之を援用することを得ず。

第三百三條

國際聯合の加盟國の本憲章に基く義務と他の國際協定に基く義務との間の衝突の場合に於ては本憲章に基く義務が優先するものとす。

第三百四條

本機構は其の任務の遂行及其の目的の達成の爲に必要なることあるべき法律的資格を其の加盟國の各の領域内に於て享有すべし。

第三百五條

- 一 本機構は其の目的の達成に必要なの特權及免除を其の加盟國の各の領域内に於て享有すべし。
- 二 國際聯合の加盟國の代表者及本機構の職員は本機構に關する自己の任務の自主的遂行に必要なの特權及免除を同様に享有すべし。
- 三 總會は本條一及二の適用に關する詳細を決定する爲勸告を爲すことを得べく且右目的の爲國際聯合の加盟國に對し會議を提議することを得。

第十七章 過渡的安全保障取極

第三百六條

第四十三條に掲げらるる特別協定にして安全保障理事會に於て第四十二條に基く自己の責任の遂行を開始することを得しむと認むるもの實施に至る迄の間千九百四十三年十月三十日「モスコ」に於て署名せられたる四國宣言の當事國及「フランス」國は本機構に代理する共同行動にして國際的平和及安全の維持の爲に必要なことあるべきものを目的として相互に及必要に應じ國際聯合の他の加盟國と右宣言五の規定に従ひ協議すべし。

第三百七條

本憲章は第二次世界戰爭中に於て本憲章の何れかの署名國の敵國たりし國に關する行動にして之に付責任を有する政府が右戰爭の結果として執り又は認許せられたるものを無効ならしめ又は之を妨ぐるることなかるべし。

第十八章 修正

第三百八條

本憲章の修正は該修正が總會一切の國の三分の二の表決に依り採擇せられ且安全保障理事會の一切の常任理事國を合める國際聯合加盟國の三分の二に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せられたるとき國際聯合の一切の加盟國に對し效力を生ずべし。

第三百九條

一 本憲章の再審議の爲の國際聯合の加盟國の全体會議は總會の國の三分の二の表決に依り且安全保障理事會の理事國の何れかの七理事國の表決に依り決定せらるべき日及場所に於て開催せらるることを得國際聯合の各加盟國は右會議に於て一箇の投票權を有すべし。

- 二 本憲章の何等かの變更にして右會議の三分の二の表決に依り勸告せられたるものは安全保障理事會の一切の常任理事國を含める國際聯合の加盟國の三分の二に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せられたるとき實施せらるべし
- 三 右の如き會議が本憲章の實施後第十回の總會年次會議前に開催せられざりしときは右の如き會議を招集するの提案が右總會會議の議事日程に加へらるべく又右會議は總會加盟國の過半数の表決に依り且安全保障理事會の何れかの七理事國の表決に依り開催が決定せられたるとき開催せらるべし。

第九章 批准及署名

第一百條

- 一 本憲章は署名國に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべし。
- 二 批准書は「アメリカ」合衆國政府に寄託せらるべく右政府は各寄託を一切の署名國及本機構の事務總長が任命せられたるとき之に通告すべし。
- 三 本憲章は中華民國、「フランス」國、「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦、「グレート・ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國及「アメリカ」合衆國並に地の署名國過半数に依る批准書の寄託後直に實施せられるべし寄託せられたる批准書に關する議定書は實施後直に「アメリカ」合衆國政府に依り作成せらるべく右政府は其の謄本を一切の署名國に送付すべし。
- 四 本憲章の署名國にして本憲章が實施せられたる後に於て之を批准するものは各自の批准書の寄託日に於て國際聯合の原加盟國と爲るべし。

第一百一條

本憲章第は支那語、「フランスマ」語、「ロシア」語、「イギリス」語及「スペイン」語の本文を以て共に正文とし「アメリカ」合衆國政府の記録に寄託保存せらるべし右憲章の認證謄本は右政府に依り他の署名國の政府に送付せらるべし右證據として國際聯合の代表者は本憲章に署名せり。

千九百四十五年六月二十六日「サン・フランシスコ」市に於て之を作成す。

國際人權宣言草案

前文

一人間社會の一切の構成員のもつ固有の尊嚴と平等で奪うことのできない權利とを承認することは、世界の自由、正義及び平和の基礎であり、

人權に對する無視と侮蔑は第二次世界戦争前及び戦争中を通じ人類の良心を犯した野蠻な行爲に終り、基本的自由が闘争の最大問題の一つであつたことを明らかにし、

もし人類が最後の手段として暴虐および壓制に反抗することを餘儀なくされないようにするならば、人權は法律制度によつて保護されなければならないものであり、

國際連聯合の諸國民は基本的人權及び人身の尊嚴と價值にたいする信念を再確認することと、より大きな自由へ社會の進歩と社會的水準の向上を促進させることを、その憲章において決意したのであり、

加盟國は國際連台と協力して人權と基本的自由の普遍的な尊重と遵守との促進を達成することを誓約したのであり、また

これらの權利と自由とを共同して理解することはこの誓約を完全に實現するために最大の重要性をもつものであるから、

ここに總會は

社會の各個人および各機關がこの宣言をつねに念頭において、

加盟國自体の國民及びその管轄下にある領域の人民の間に教授と教育とによりこれらの權利及び自由に對する尊重を促進することと國內的及び國際的の進歩的措置によりそれらの普遍的かつ效果的な承認と遵守とを保障することとに努力するという目的を達成する、一切の國民及び一切の國家にとつての一つの共通の標準として、この人權宣言を布告する。

第一條

すべて人間は生れながらにして自由であり尊嚴と權利において平等である。人間は自然より理性と良心を授けられたものであり、相互に同胞の精神をもつて對しなければならぬ。

第二條

何人も人種、色、性、言語、宗教、政治上又はその他の意見、財産的又はその他の地位、その外國民的又は社會的起源のようないかなる類種の差別もつける事なくこの宣言に定められた一切の權利と自由とを享受する事ができる。

第三條

何人も生命、自由及び身體の安全に對する權利を有する。

第四條

一、何人も奴隸として又はその意思に反した服役に束縛されてはならない。

二、何人も拷問又は殘酷、非人道的、もしくは不名譽な待遇又は刑罰を受けることがあつてはならない。

第五條

何人もいかなる所にあつたとを問はず法の前に一箇の人格として承認される權利を有する。

第六條

すべて人は法の前に平等であつて、この宣言に違反してなされるいかなる差別待遇及びそのような差別待遇を煽動するいかなる行爲に對しても、何らの差別待遇を受けることなく平等な法の保護を享受することができる。

第七條

何人も恣意的に逮捕、拘禁されることはない。

第八條

何人もその權利義務及び犯罪の告發に對する決定に際しては獨立且つ公平な裁判所により他の者と全く平等な地位において公正な審理を受ける權利を有する。

第九條

一、刑法上の犯罪の告發を受けた場合には何人も自己の辨護に必要な一切の保障を與えられた公開裁判において法律に従ひ有罪と認定されるまでは無罪の推定をうける權利を有する。

二、何人もその行爲時において國內法又は國際法に従ひ犯罪を構成していなかつた作爲又は不作爲のいかなる行爲のためにも有罪とされてはならない。

第十條

何人もその私事、家族、家庭、通信又は信望に關して不當な干渉を受けることがあつてはならない。

第十一條

一、何人も各國の國境内において移轉及び居住の自由に對する權利を有する。

二、何人も自己の所屬する國を含めていずれの國からも退去する權利を有する。

第十二條

一、何人も迫害を脱れるため他の國に庇護を求め且つそれを許與される權利を有する。

二、政治的性質を有しない犯罪又は國際連合の目的及び原則に反する行爲にのみ基く訴追は迫害にならない。

第十三條

何人も恣意的にその國籍を剝奪され又はその國籍を變更する權利を否認されてはならない。

第十四條

一、成年に達した男女は結婚し且つ家庭を創る權利を有し、また結婚に關しては平等の權利を享受する。

二、結婚は兩當事者の完全な同意によつてのみ結ばれる。

三、家族は社會の自然の且つ基本的な集團單位であつて、保護を受けべきものである。

第十五條

一、何人も單獨もしくは他の者と共同して財産を所有する權利を有する。

二、何人も恣意的にその財産を奪われてはならない。

第十六條

何人も思想、良心及び信教の自由に對する權利を有する。この權利は自己の宗教又は信仰を變更する自由及び單獨もしくは他の者と共同して、公的又は私的にその宗教又は信仰を布教、行事、禮拜及び儀式において表明する自由を包含する。

第十七條

何人も意見及び發表の自由に對する權利を有する。この權利は他の干與を受けることなく自己の意見を主張し、またあらゆる手段を通じ又國境にとらわれることなく情報及び思想を求め、受けかつ宣布する自由を包含する。

第十八條

何人も集會結社の自由に對する權利を有する。

第十九條

- 一、何人も直接に又はその自由に選舉した代表者を通じて自國の政府に參與する權利を有する。
- 二、何人も自國において公務員となることのできる權利を有する。
- 三、何人も國民の意思に合致した政府をもつ權利を有する。

第二十條

何人も社會の一員として社會的保障を受ける權利を有し、且つ國家的努力と國際的協力とを通じまた各國の組織と資源とに應じ次に擧げた經濟的、社會的、文化的權利を行使することができ。

第二十一條

- 何人も勞働し公正且つ有利な勞働條件及び給與條件を享受し失業に對し保護される權利を有する。
- 二、何人も同等量の勞働に對しては同等量の報酬を受ける權利を有する。
 - 三、何人も自己の利益を保護するため勞働組合を組織し、又は之に加入する自由を有する。

第二十二條

一、何人も衣食住及び醫療施設を含む一定の生活水準を享受し、自由及びその家族の健康と福祉に必要な社會施設を利用し、また失業、疾病、不具、老年その他の責任のない事情に基く生計不能の場合において保障を受ける權利を有する。

二、母子は特別の保護を及び援助を受ける權利を有する。

第二十三條

- 一、何人も教育を受ける權利を有する。初等基礎教育は無料且つ義務的でなければならず、又各人の成績に應じ高等教育を受ける平等の機會がなければならない。
- 二、教育は各人の人格の完全な發展と、人權及び基本的自由に對する尊重心の強化と、他の國民及びいかなる場所にあるとを問はず人種的宗教的集團に對する偏狹と憎惡の精神に對する鬭争とを趣旨としなければならない。

第二十四條

何人も安息する權利を有する。

第二十五條

何人も共同体の文化生活に參與し、藝術を觀賞し、科學の進歩の恩恵に與かる權利を有する。

第二十六條

何人も本宣言に擧げた權利と自由とが完全に達成されるようなよい社會的及び國際的秩序を享受する權利を有する。

第二十七條

- 一、何人も自己の人格を自由に發達させることを可能にする共同体に對し義務を有する。
- 二、各人はその権利の行使に當り他人の権利と民主的社會における倫理、公安及び一般福祉の要求とに對する適當な認識及び尊重を保障するため必要な制限にのみ束縛される。

第二十八條

本宣言のいかなる規定も本宣言において定められた権利及び自由のいずれかの破壊を目的とする活動に國家たる個人たることを問はず従事する権利を有することを承認したとみなされてはならない。



